

仕様書（飲料用自動販売機）

1 自動販売機の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積（転倒防止器具等の設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2 m以内とすること。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② 冷媒

低GWP冷媒（二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等)を冷媒としてを採用した機種とすること。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）などを参考に適正な転倒防止措置を講じること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（2）自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

（1）販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

（2）販売価格

標準小売価格を上回らない価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した

ものに限る。)により計測した使用量に基づき、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)運用方針第205条の17関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。